

事務連絡  
令和5年7月12日

短時間利用の日中活動サービスに係る請求について

泉大津市障がい福祉課

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国通知」という。）に基づき、令和5年7月以降に提供する短時間利用の日中活動サービスに係る請求については、下記のとおりとする。

記

日中活動サービスに係る請求について、原則1時間以上の支援を行わなければ基本報酬の算定はできない。なお、1時間未満の支援に係る請求については、国通知第二の1の(3)「日中活動サービスのサービス提供時間について」に基づく適正なサービス提供時間に係る請求であるか、請求時まで市の判断を仰ぐ必要があり、個別支援計画に則った支援が行われていることが確認できれば、請求を認めることとする。

国通知第二の1

(3) 日中活動サービスのサービス提供時間について

日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。

また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。